

<別紙2>

## (介護予防) 訪問リハビリテーション 料金表

介護老人保健施設 ことぶき 訪問リハビリテーション

介護保険法に基づき利用したサービスの合計割合が自己負担の金額となります  
自己負担金額 = (基本料金 + 加算料金) × (1 ~ 3割)

基本料金	料金
訪問リハビリテーション費	308単位/回
介護予防訪問リハビリテーション費	298単位/回
事業所の医師がリハビリ計画作成に係る診療を行わない場合 (入院中リハビリテーションを受けていた利用者の退院後1ヶ月に限り減算を適 応しない)	減算50単位/回

※1週間に6回を限度とします。ただし、退院(所)の日から起算して3月以内の利用者  
は週12回まで算定可能です。

加算料金	加算料金
①短期集中リハビリテーション実施加算 介護予防短期集中リハビリテーション実施加算	200単位/回
②中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%
③サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (支給限度額管理の対象外)	3単位/回
④移行支援加算	17単位/日
⑤(介護予防訪問) 利用開始日の属する月から12月超	減算50単位/回

※1回は20分

※1単位=10円

### ※加算要件

- ① 退院(所)日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に1週について概ね2回20分以上実施
- ② 旭川市・東神楽町・東川町・当麻町以外の地域に居住する利用者を実施した場合に加算
- ③ 直接サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数が三年以上の者が1名以上従事している場合に算定
- ④ 利用者の社会参加が一定以上の割合実績がある事業所に対して算定
- ⑤ 利用開始日の属する月から12月超える場合